

令和8年度 事業計画

I 基本方針

最近の経済情勢は、米国の通商政策による影響が残るものの、緩やかに回復しているとしていますが、AIの急速な発展・普及、気候変動などの環境変化、紛争激化、社会的な分断の進行など、激動する国際情勢が社会経済活動全体に与える影響が懸念されています。

高齢者雇用安定法の一部改正により、事業主に70歳までの雇用努力義務が課されて5年が経過し、遂に当センターの新規入会者平均年齢は71歳を超え、会員の平均年齢は75.5歳となっております。

このような状況ではありますが、人生100年時代を見据え、働く意欲と能力のある元気な高齢者が、年齢にかかわらず地域社会に参加し、直面する地域課題の解決に取り組みながら活躍ができる「生涯現役社会」の先導役を担うのが、我がシルバー人材センターであります。

しかしながら、庭木剪定や除草などの業務においては、会員の高齢化や後継者不足により受注制限を講じなければならない深刻な事態が続いているほか、デジタル化に伴う会員専用サイト「Smile to Smile」の登録者数についても依然として停滞したままの課題もあります。

こうした中、本年度、当センター設立35周年の節目の年となることをふまえて、多様化する地域のニーズに応え、シルバー人材センターを維持発展させていくために、令和8年度を初年度とする第五次中期（5か年）計画に沿って、会員の拡大と後継者の育成、就業機会の確保、会員専用サイト登録の普及を最重要課題として取り組むとともに、人手不足分野や現役世代を支える分野での就業を促進し、特に介護予防・日常生活支援事業など家事支援事業の充実、地域のニーズに対応した事業の推進、独自事業の推進、シルバー派遣事業の推進など、これまで以上に積極的な事業展開に努めてまいります。

更に、会員・役職員が一丸となって、事故発生件数ゼロを目指し安全就業を徹底し、公益性、透明性を重視した確実な運営に努め、安心安全そして地域から信頼され魅力あるシルバー人材センターを目指した取り組みを展開してまいります。

II 基本計画

- 1 組織活動等の充実及び会員の拡大
- 2 就業開拓の推進
- 3 安全・適正就業の推進
- 4 普及啓発活動の推進
- 5 地域に開かれたシルバー人材センター事業の推進
- 6 会員の健康管理と福利厚生
- 7 財政基盤の強化等

Ⅲ 実施計画

1 組織活動等の充実及び会員の拡大

- (1) 理事会、専門委員会等の組織活動を充実強化します。
 - ア 理事の担当・役割を明確化し、理事会の活性化を図ります。
 - イ 入会の迅速な承認を行うため、必要に応じ「決議の省略」を活用します。
 - ウ 委員会等がそれぞれの課題に取り組み、組織の活性化を図ります。
 - エ 創意と工夫により充実した事業を推進するために、役員等の研修の充実を図ります。
- (2) 地区及び地域班活動等の活性化を図ります。
 - ア 地区役員・班役員合同会議（地区会議）及び研修会を実施します。
 - イ カッタカタ館を会員や地域住民双方の交流の場などとして有効活用できるよう研究します。
 - ウ 地域班において、地域をよく知る地域班役員と担当理事の結束により、会員相互の親睦交流を通してシルバーの理念を深め、会員拡大・就業開拓の発掘活動を強化します。
 - エ 地域班におけるリーダーを育成し、主体的な地域班活動に取り組みます。
 - オ 職群班への加入促進によるリーダーの育成と後継者の確保を図り、事業拡大を図るために職群班の醸成に努めます。
- (3) 会員の資質向上を図ります。
 - ア 接遇などの研修会や、就労会員のフレイルチェック測定会を新たに開催し、会員の資質向上を図るとともに、会員のデジタル技術を理解し活用する能力の向上とシルバー人材センター会員専用サイト(smile to smile)の閲覧情報内容を充実し、スマートフォン等による活用を推進します。
 - イ 就業に関する知識、技能の向上を図るため、各種講習会・研修会を実施し、会員の知識、技能の向上と後継者の育成に取り組みます。
- (4) 会員の拡大と退会抑制に取り組みます。
 - ア 新規の入会を促進するため、説明会の各事務所月 1 回以上の実施や、参加者の手続き有効期限制度を継続します。
 - イ 女性の入会を促進するため、女性限定入会説明会等を実施します。
 - ウ ハローワークとの連携した出張相談会を積極的に開催するとともに、須坂市生涯学習出前講座を活用し入会の促進に努めます。
 - エ 行政等関係機関と連携した会員募集により、会員拡大を図ります。
 - オ サークル活動やボランティア活動の充実等、就業以外でもシルバー会員として残れる準会員制度や夫婦会員割引制度の創設に向けて取り組みます。
- (5) 会員主導による事業運営・自主的活動の推進に努めます。
 - ア 会員のロコミ等による「会員ひとり 1 会員拡大」活動、「会員ひとり 1 事業開拓」活動を推進します。
 - イ ポイント制度の活用拡大による会員の各種シルバー事業への積極的な参加を促進し、組織活動の活性化を図ります。

2 就業開拓の推進

- (1) 役職員による事業所訪問や街頭啓発活動を実施し、就業場所の開拓・拡大に努めます。
- (2) 職群班等による必要な講習等を実施して、就業機会の拡大と後継者の育成に努

めます。

(3) 独自事業の推進に努めます。

ア シルバー農園（高橋農園・村山農園・高山圃場）事業を推進し、退会意向を持つ会員への参加を促します。

イ 持ち寄り野菜の充実と福祉会館やb o t aでの販売の拡大に努めます。

ウ 小学生の宿題等をサポートするシルバー寺小屋事業を推進します。

エ 高齢会員の就業サポートなどを行うため、独自事業の拡大を図るとともに、ホワイトカラー会員の就業先開拓や、ミシンを使用した古着のリフォーム、手芸品製作など新たな独自事業について推進します。

(4) 関係機関（市町村、自治会など）と連携した取り組みを行います。

ア 空き家等の適正管理などの地域社会を支える事業に取り組み、就業機会の拡大につなげます。

イ 須坂市の指導・支援を得つつインター須坂産業団地内に整備された事業所と受注契約に結び付くよう就業開拓を進めます。

(5) 同世代を支える家事支援事業等の拡大・推進に努め、新たに身体介護を伴わない介護手前の方の日常生活を支援する介護予防・日常生活支援総合事業（新総合事業）を立上げます。

(6) 女性の社会進出の後押しや現役世代の雇用環境の向上のため、次世代を支える事業（子育て支援や放課後児童クラブなど）について研究します。

(7) 庭木剪定の講習会を実施し後継者の育成を図るとともに、就業機会を確保・維持に努めます。

(8) 事務局での会員の活用を進め、会員の就業機会拡大に努めます。（パソコン入力作業、就業データ入力や請求書の作成、コーディネーター業務など）

(9) 従業員募集チラシや募集広告による人手不足企業の情報把握に心がけ、シルバー派遣事業を推進します。

3 安全・適正就業の推進

(1) 安全就業を推進します。～「事故ゼロは、健康管理から」（身も心も健康に）

ア 「安全は全てに優先する」を基本に、安全就業基準の遵守と安全就業ミーティングの完全実施、就業ミーティングシート活用の徹底、安全装備使用の徹底、健康診断受診促進と健康体操の奨励など日々の活動や安全ニュースの発行を通じ、会員の安全就業意識の高揚に努めます。

イ 交通事故・損害賠償事故の発生件数ゼロを目指して、安全委員会を中心に理事及び委員による就業現場の安全パトロールの実施など、あらゆる防止策を徹底するとともに、安全基準による安全指導・助言を行います。

ウ 安全委員会による賠償責任事故を抑制するためのペナルティ負荷制度に関して研究するとともに、事故検証を実施し、今後の安全就業の推進に活用します。

エ 除草会員で KYT（危険予知訓練）を実施するほか、安全就業等に関する各種研修、講習会などを実施し安全就業に努めます。

(2) 適正就業を推進します。

ア 適正・公平な就業機会の確保を図るため、入会説明会に合わせ会員の生の声を聴くための「就業相談日」を周知するほか、長期就業者のローテーション就業や交代就業を進めます。

イ 適正就業ガイドライン（平成 28 年厚生労働省作成）に沿って、会員はもとよ

り発注者がシルバー事業の原則を理解し、偽装請負等のないよう仕事の内容を明確にした請負・委任などの契約の締結により適正就業の確立に努めます。
ウ 未就業会員の解消に取り組み、就業率の向上に努めます。

4 普及啓発活動の推進

- (1) 「シルバー須高」を全戸へ配布し、シルバー事業の情報発信に努めます。
- (2) 市町村広報、報道機関などを活用し、事業の情報提供・情報発信に努めます。
- (3) 毎月1回発行の「事務局だより」、ホームページによる積極的な情報公開、情報発信を行い、シルバー事業の普及啓発を図ります。
- (4) ボランティア活動を通してシルバー事業を理解していただく取り組みを行い、シルバー事業の普及啓発を図ります。
- (5) 「シルバー事業普及月間」などに併せ計画する街頭広報活動の時間帯等の見直しや、地域班活動への参加を促進し、シルバー事業の積極的な広報に努めます。
- (6) ふれあい広場や六斎市など各種イベントへの積極的な参加などを通して、シルバー事業を知っていただく普及啓発活動を推進します。
- (7) 高齢者活躍人材確保育成事業等を活用し、PR広報などでシルバー事業に対する理解の促進に努めます。

5 地域に開かれたシルバー人材センター事業の推進

- (1) 子育て支援センター等と連携した世代間交流に取り組みます。
- (2) 地域の児童クラブ等と連携した地域間交流に取り組みます。
- (3) 一般に公開する各種講習会や講座の開催を拡大し、シルバーの啓発に努めます。
- (4) ボランティア活動の充実等により、活力ある地域社会づくりを推進します。
- (5) 活力ある社会づくりに貢献するため、信州伝統野菜である「村山早生ごぼう」等の栽培や消費拡大を図ります。

6 会員の健康管理と福利厚生

- (1) 会員自らの健康管理を促進し、健康に関する講演会等を行います。
- (2) 会員互助会事業を支援し、会員相互の親睦交流と福祉の増進に努めます。
- (3) 会員及びその家族を対象に割引サービスや特典を提供する応援事業の利用者が少ない原因を究明し利用拡大を進めます。

7 財政基盤の強化等

- (1) 全シ協、連合の支援によるデジタル化を推進するとともに、事務処理の効率化、経費節減を図り、的確な財政運営の推進に努めます。
- (2) 財務規律の柔軟化・明確化に向けて一部改正された公益法人会計基準及び公益法人会計基準の運用指針に沿った会計事務処理の転換に取り組むとともに、準会員制度と関連する就業会員と未就業会員の年会費の適正額について研究します。
- (3) 個人情報の適正管理に努めるため、研修会等を行います。
- (4) 新たに策定した第五次中期（5か年）計画に基づき事業を推進するとともに、その進捗等について検証し、次年度の事業に活かします。